

藤沢市シルバー人材センター補助金交付要綱

制定	平成23年3月31日
改正	平成25年3月22日
改正	平成28年4月1日
改正	平成30年4月1日
改正	令和3年4月1日
改正	令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保、提供することにより、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりと福祉の向上を図るため、藤沢市シルバー人材センター事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、藤沢市シルバー人材センター補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、藤沢市シルバー人材センターとは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）第41条に基づき設置する公益財団法人藤沢市まちづくり協会シルバー人材センターをいう。

(補助の対象事業等)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は藤沢市シルバー人材センター事業とし、補助の対象となる経費は別表のとおりとする。ただし、算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市シルバー人材センター補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市シルバー人材センター事業計画書
- (2) 藤沢市シルバー人材センター事業計画予算書

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市シルバー人材センター補助金交付等決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市シルバー人材センター事業計画変更承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市シルバー人材センター事業計画変更承認等決定通知書（第4号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第7条 補助金の交付時期は、年12回の分割により、毎月末日までに交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を毎月1日までに市長に提出しなければならない。

（事業報告）

第8条 第5条の規定により補助金の交付を受けたものは、事業完了後2ヵ月以内に、藤沢市シルバー人材センター事業報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市シルバー人材センター事業実績報告書
- (2) 藤沢市シルバー人材センター事業決算書

（交付決定の取消及び返還）

第9条 市長は、第5条の規定により補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、藤沢市シルバー人材センター補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、交付決定の全部又は一部を取り消し若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 適正を欠く事業費の執行が認められるとき。
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

（備付帳簿）

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に第5条の規定による補助金の交付が決定された事業に適用し、同日前に補助金の交付が決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費の種別	補助対象経費
人件費	<p>藤沢市シルバー人材センターの運営及び事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>給与、職員手当、法定福利費、賃金、退職給付</p>
物件費	<p>藤沢市シルバー人材センターの運営及び事業に必要な次に掲げる経費で、国庫補助対象経費と同等のもの</p> <p>旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、租税公課等</p>